

## 福島県外出介護従業者養成研修事業実施要綱

### (目 的)

**第1** この事業は、視覚障がい者等の社会参加を促進するために、適切な外出介護サービスを提供するため、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣がさだめるもの」(平成18年9月29日厚生労働省告示第538号。以下「告示」という。)第1条第13号の規定により、この告示による廃止前の指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣がさだめるもの(平成18年3月31日厚生労働省告示第209号。以下「旧指定居宅介護等従業者基準」という。)第3号に掲げる視覚障害者外出介護従業者養成研修、第4号に掲げる全身性障害者外出介護従業者養成研修又は第5号に掲げる知的障害者外出介護従業者養成研修の課程に相当するものとして知事が認める研修の課程(以下、「外出介護従業者養成研修」と総称する。)を実施する者としての外出介護従業者養成研修事業者(以下「事業者」という。)の指定等の基準を定めるものである。

### (事業者の指定の要件)

**第2** 指定の要件は次のとおりとする。

- (1) 研修事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的経営に必要な財政基盤を有すること。
- (2) 研修事業の経理が他の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。
- (3) 研修事業の実施に関して、知事が当該事業の内容の変更その他必要な指示を行った場合に、当該指示に従うこと。
- (4) 法人であること。ただし、次の要件を満たす場合は、法人に準じて取り扱うものとする。
  - ア 代表者が定められていること。
  - イ 会の組織運営について、責任関係が明確に定められており、保健福祉事業において相当の実績を有していること。
  - ウ 会計が適切に処理されていること。
- (5) 研修事業の趣旨及び内容を十分に理解し、適正かつ円滑に実施できる体制を有していること。

### (指定申請等)

**第3** 研修を実施しようとする者は、次の区分に従い指定・実施申請書等を知事に提出すること。

#### (1) 指定申請書

ア 初めて研修を実施する場合

指定・実施申請書(様式1)を受講者の募集開始日の1ヶ月前までに提出すること。

イ ア以外の場合

実施申請書(様式2)を受講者の募集開始日の15日前までに提出すること。ただし、担当講師、募集人数及び実習施設、実習会場等研修内容が前回と全く同じ場合(同一年度内に限る。)には実施届(様式3)を受講者の募集開始日の15日前までに提出すること。また、複数の実施申請書又は実施届を提出する場合は、おおむね4ヶ月分を限度とする。

#### (2) 変更申請等

承認を受けた内容及び届け出た内容に変更が生じた場合には、次の方法に従い、変更申請書又は変更届を提出すること。

ア 以下の項目に変更があった場合には、あらかじめ変更申請書(様式4)を提出し、承認を受

けること。

- ・ 科目の担当講師
- ・ 実習施設、実習会場

ただし、当該事業者が同一年度内に行う同一課程の他の研修の同一科目で承認されている講師に変更する場合には、変更申請書又は変更届の提出を省略できる。

イ ア以外のものに変更があった場合には、変更があった日から10日以内に変更届（様式5）を提出すること。

### （3）補講申請等

やむを得ず、別紙1に定めた科目の一部を受講できなかった者については、次のアからウにより未受講科目を補講した場合、修了したものとして差し支えない。

ア 当該研修に追加して補講を行う場合

当該研修の承認を受けた講師又は実習施設、実習会場を変更して未受講科目を受講させる場合は、補講実施申請書（様式6）を提出すること。ただし、当該事業者が同一年度内に行う同一課程の他の研修の同一科目で承認されている講師に変更する場合には、補講実施申請書の提出を省略できる。

イ 同一事業者が実施する承認を受けた他の研修において未受講科目を受講させる場合

ウ 他の事業者が承認を受けた研修において未受講科目を受講させる場合

なお、ウの場合、依頼を受けた事業者は、当該受講者の受講証明書（参考様式1）を発行すること。

### （4）終了届

研修終了後、2ヶ月以内に終了届（様式7）を提出すること。また、補講終了後は速やかに補講終了届（様式8）を提出すること。

### （5）廃止届

研修事業を廃止する場合は、廃止が決定した日から10日以内に廃止届（様式9）を提出すること。

### （6）休止届

研修事業を1年以上休止する場合は、休止が決定した日から10日以内に休止届（様式10）を提出すること。

### （7）再開届

休止した研修事業を再開する場合には、再開が決定した日から10日以内に再開届（様式11）を提出すること。

## （研修課程及び内容等）

**第4** 研修課程及び内容等は、次に掲げるとおりとする。

（1）研修課程は、視覚障害者外出介護従業者養成研修課程（以下「視覚課程」という。）、全身性障害者外出介護従業者養成研修課程（以下「全身性課程」という。）、知的障害者外出介護従業者養成研修課程（以下「知的課程」という。）とし、各課程のカリキュラムについては別紙1のとおりとする。ただし、必要と認められるときは、カリキュラムに講義項目を追加して実施することができる。

（2）各課程の内容は次のとおりとする。

ア 視覚課程

視覚障がい者（児）に対する外出時における移動の介護に関する知識及び技術を修得するこ

とを目的として行われること。

イ 全身性課程

全身性の障がい者を有する者（児）に対する外出時における移動の介護に関する知識及び技術を修得することを目的として行われること。

ウ 知的課程

知的障がい者（児）に対する外出時における移動の介護に関する知識及び技術を修得することを目的として行われること。

(3) 各課程の概要、受講対象者及び研修時間は次のとおりとする。

課 程	概 要	受講対象者	時間
視覚課程	視覚障がい者（児）に対する外出時における移動の介護に必要な研修	市町村地域生活支援事業の移動支援事業等に従事する者又はその予定者	20
全身性課程	全身性の障がい者を有する者（児）に対する外出時における移動の介護に必要な研修		16
知的課程	知的障がい者（児）に対する外出時における移動の介護に必要な研修		19

なお、上記各課程の修了をもって、市町村地域生活支援事業の移動支援事業に従事できるものではなく、その従事者要件は各市町村により異なることに留意すること。

(4) 研修科目の免除等

ア 次に掲げる者が研修を受講する場合は、当該課程の研修科目及び研修時間の一部を免除することができる。この場合、免除できる科目については、別紙2に定めるとおりとする。

I 看護師等の資格を有する者

II 介護福祉士

III 告示第1条第2号から第10号まで、及び第13号から第15号までに掲げる者

IV 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第2項に規定する政令で定める者

V 告示第1条第2号に定める居宅介護従業者養成研修又は介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項各号に定める介護員養成研修を履修中の者

イ 看護師等の資格を有する者とは、看護師、准看護師、保健師及び助産師の資格を有する者をいう。

ウ 前記アによる免除要件の確認は、受講者からそれを証明する書類の写しの提出を受け行うこと。なお、アのVに該当する者に科目免除を行った際には、当該研修の修了証明書の写しの提出を求め、修了が確認できた後に外出介護従業者養成研修の修了証明書を交付すること。

(5) 使用テキスト

テキストは、研修カリキュラムに基づき作成されたものとする。

(6) 講師要件

講師は、別紙3に定める者のうち、職務及び能力から講師を努めるのにふさわしい者並びに、この要件に定めのない者で、その履歴から知事が特に認める者とする。

(研修期間)

第5 研修期間は、原則として2ヶ月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等によりやむを得ない場合については、4ヶ月以内に修了することとする。

### (修了証明書の交付等)

**第6** 研修修了の認定方法は次に定めるとおりとする。

- (1) 事業者は、別紙1に定めた科目の全てを受講した者に対し、修了証明書(携帯用修了証明書を含む。)(様式12)を交付するものとする。
- (2) 事業者は、修了者から修了証明書(携帯用修了証明書を含む。)の紛失等により再交付を求められたときは、これに応じること。

### (研修事業実施上の留意事項)

**第7** 研修事業を実施する上では特に次に注意すること。

- (1) 継続的に毎年1回以上実施すること。ただし、休止届を提出したときはこの限りではない。
- (2) 事業者は、受講者に対し研修内容等を明示するため、次に掲げる事項を明らかにした学則又は募集要領等を定め、それを記載した書面を受講者に配布すること。

ア 研修の名称及び課程

イ 開講目的

ウ 実施場所

エ 研修期間

オ カリキュラム及び講師氏名

カ 研修修了の認定方法

キ 受講資格

ク 受講手続

ケ 受講費用

また、事業者は関係法令及びこの要綱を事務所に備え付け、受講者から請求があったときには閲覧させること。

- (3) 事業者は、研修への出席状況、成績等受講者に関する状況を確実に把握し、保存すること。
- (4) 事業者は、修了者について修了者名簿(様式13)を作成し、保存すること。
- (5) 事業者は、事業運営上知り得た受講者に係る個人情報の保持について、十分留意すること。
- (6) 事業者は、受講者が実習等において知り得た個人情報の保持について、研修終了後も十分留意するよう指導すること。

### (調査及び報告書等の提出)

**第8** 研修事業の調査及び報告書等の提出については次のとおりとする。

- (1) 知事は、事業者又は事業者として指定を受けようとする者に対して、必要があると認められる場合には、研修事業の実施状況又は実施計画について、担当職員に実地調査を行わせ、又は事業者から報告書若しくは資料の提出を求めることができる。
- (2) 知事は、修了者、受講者、講師等に対して必要があると認められるときは、研修について調査することができる。

### (指定の取り消し等)

**第9** 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該事業者に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の効力を停止することができる。

- (1) 第2の指定の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 不正な手段により指定を受けたとき。

- (3) 虚偽又は偽造した修了証明書を受講者等に交付したとき。
- (4) 第8に定める調査に協力せず、報告若しくは資料の提出を求められてもこれに応じないとき。
- (5) 第8に定める調査に関し、虚偽の回答をしたとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、研修事業に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

**(県が実施する研修)**

**第10** 県が実施する研修事業については、別に定めるものを除き、この要綱を準用する。

**(その他)**

**第11** 「指定居宅介護及び基準該当居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成15年厚生労働省告示第110号)及び「居宅介護従業者養成研修等について」(平成15年3月27日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に基づき、平成18年9月30日において、移動介護従業者養成研修事業者として、福島県知事、郡山市長又はいわき市長のいずれかから指定を受けていた事業者にあつては、本要綱施行時に本要綱に基づき指定があつたものとみなす。

**(附 則)**

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

別紙 1

視覚課程（20時間）

講義名	時間数
<b>I 講義</b>	11時間
1 障がい者福祉に係る制度及びサービス	3時間
（1）外出介護従業者の制度と義務	（1時間）
（2）障がい者（児）福祉の制度とサービス	（2時間）
2 身体障がい者に係る居宅介護等	3時間
（1）居宅介護サービス概論	（2時間）
（2）居宅介護従業者の職業倫理	（1時間）
3 視覚障がい者の疾病、障がい等	2時間
4 基礎的な外出介護に係る技術	2時間
5 障がい者の心理	1時間
<b>II 演習</b>	9時間
1 外出介護に係る技術	9時間
（1）介助の基本技術	（2時間）
（2）屋内の移動介助	（2時間）
（3）屋外の移動介助	（4時間）
（4）応用技能	（1時間）

全身性課程（16時間）

講義名	時間数
<b>I 講義</b>	12時間
1 障がい者福祉に係る制度及びサービス	3時間
(1) 外出介護従業者の制度と義務	(1時間)
(2) 障がい者（児）福祉の制度とサービス	(2時間)
2 身体障がい者に係る居宅介護等	3時間
(1) 居宅介護サービス概論	(2時間)
(2) 居宅介護従業者の職業倫理	(1時間)
3 全身性障がい者の疾病、障がい等	2時間
(1) 重度肢体不自由者における障がいの理解	(1時間)
(2) 介助に係る車いす及び装具等の理解	(1時間)
4 基礎的な外出介護に係る技術	3時間
(1) 移動介護時における姿勢保持	(1時間)
(2) 移動介護時におけるコミュニケーション	(1時間)
(3) 事故防止に関する心がけと対策	(1時間)
5 障がい者の心理	1時間
<b>II 演習</b>	4時間
1 車いすでの外出介護に係る技術	4時間
(1) 移動介助の方法	(3時間)
① 抱きかかえ方及び移乗の方法	
② 車いすの移動介助	
(2) 生活行為の介助	(1時間)

知的課程（19時間）

講義名	時間数
<b>I 講義</b>	13時間
1 障がい者福祉に係る制度及びサービス	3時間
(1) 外出介護従業者の制度と義務	(1時間)
(2) 障がい者（児）福祉の制度とサービス	(2時間)
2 知的障がい者に係る居宅介護等	3時間
(1) 居宅介護サービス概論	(2時間)
(2) 居宅介護従業者の職業倫理	(1時間)
3 知的障がい者の疾病、障がい等	4時間
4 基礎的な外出介護に係る技術	2時間
5 障がい者の心理	1時間
<b>II 演習</b>	6時間
1 外出介護に係る技術	6時間
(1) 移動介助の基本技術	(2時間)
(2) 屋外の移動介助	(4時間)

## 外出介護従業者養成研修科目免除一覧

### 視覚課程

- 1 障がい者福祉に係る制度及びサービスに関する講義（3時間）のうち、外出介護に係る制度及びサービスに関するものを除いたもの
- 2 身体障がい者に係る居宅介護等に関する講義（3時間）
- 3 視覚障がい者の疾病、障がい等に関する講義（2時間）
- 4 障がい者の心理に関する講義（1時間）

### 全身性課程

- 1 障がい者福祉に係る制度及びサービスに関する講義（3時間）のうち、外出介護に係る制度及びサービスに関するものを除いたもの
- 2 身体障がい者に係る居宅介護等に関する講義（3時間）
- 3 障がい者の心理に関する講義（1時間）

### 知的課程

- 1 障がい者福祉に係る制度及びサービスに関する講義（3時間）のうち、外出介護に係る制度及びサービスに関するものを除いたもの
- 2 知的障がい者に係る居宅介護等に関する講義（3時間）
- 3 障がい者の心理に関する講義（1時間）



別紙3 (各課程講師要件一覧)

**視覚課程**

科 目	種別	時間	資格要件
障がい者福祉に係る制度及びサービス	講義	3	教員、福祉担当行政職員、社会福祉士⑤
身体障がい者に係る居宅介護等	講義	3	教員、福祉担当行政職員、社会福祉士⑤ ガイドヘルパー
視覚障がい者の疾病、障がい等	講義	2	医師（眼科）、看護師⑤、保健師、歩行指導員、視覚障がい者生活指導員
基礎的な外出介護に係る技術	講義	2	教員、ガイドヘルパー、歩行指導員、視覚障がい者生活指導員
障がい者の心理	講義	1	教員、心理専門職員⑤（臨床心理士、心理判定員）
外出介護に係る技術	演習	9	教員、ガイドヘルパー、歩行指導員、視覚障がい者生活指導員

**全身性課程**

科 目	種別	時間	資格要件
障がい者福祉に係る制度及びサービス	講義	3	教員、福祉担当行政職員、社会福祉士⑤
身体障がい者に係る居宅介護等	講義	3	教員、福祉担当行政職員、社会福祉士⑤ ガイドヘルパー
全身性障がい者の疾病、障がい等	講義	2	医師、看護師⑤、保健師、理学療法士⑤、作業療法士⑤
基礎的な外出介護に係る技術	講義	3	教員、医師、保健師⑤、理学療法士⑤、作業療法士⑤、ガイドヘルパー
障がい者の心理	講義	1	教員、心理専門職員⑤（臨床心理士、心理判定員）
車いすでの外出介護に係る技術	演習	4	保健師、理学療法士⑤、作業療法士⑤、ガイドヘルパー

**知的課程**

科 目	種別	時間	資格要件
障がい者福祉に係る制度及びサービス	講義	3	教員、福祉担当行政職員、社会福祉士⑤
知的障がい者に係る居宅介護等	講義	3	教員、福祉担当行政職員、社会福祉士⑤ ガイドヘルパー
知的障がい者の疾病、障がい等	講義	4	医師、看護師⑤
基礎的な外出介護に係る技術	講義	2	教員、看護師⑤、ガイドヘルパー、歩行指導員
障がい者の心理	講義	1	教員、心理専門職員⑤（臨床心理士、心理判定員）
外出介護に係る技術	演習	6	教員、ガイドヘルパー、歩行指導員

※ 資格要件の○囲み数字は、経験年数を表す。

※ 教員とは、大学、短期大学、福祉系専門学校又は高等学校において該当科目を担当する教員をいう。

(参考様式1)

## 受講証明書

平成 年 月 日

(研修事業者名) 様

補講実施事業者

主たる事務所の所在地

法人・団体名

代表者職・氏名

印

下記のとおり、外出介護従業者養成研修（ 課程）の補講を実施したことを証明します。

記

### 1 補講受講者

受講者名		生年月日	年 月 日生
受講者名		生年月日	年 月 日生
受講者名		生年月日	年 月 日生

### 2 補講科目及び実施日時

科目名	補講実施日時
	年 月 日 : ~ :
	年 月 日 : ~ :
	年 月 日 : ~ :
	年 月 日 : ~ :